

勇魚 ISANA

May. 1995 No.12

目次

- 海洋生物資源の管理と
合理的利用に関する日本の立場 . . . 1
田名部匡省
衆議院議員
- 水産・野生生物資源の持続的利用について . . . 2
ジェームズ・サクストン
米国下院議員
- 環境と漁業の関係の新しい展開 . . . 4
グドムンダー・エイリクソン
ニューメキシコ大学客員教授
- NAMMCO(北大西洋海産哺乳類委員会)
言葉から実行へ . . . 6
ケイト・サンダーソン
北大西洋海産哺乳類委員会 事務局長
- 国際シンポジウムからかいま見た捕鯨問題 . . . 9
堀 武昭
国際問題評論家
- ハウエル・ウォッチング その問題点と提言 . . . 12
吉川美代子
TBSニュースキャスター
- 仙台で鯨肉を買い占めた話 . . . 14
小泉武夫
東京農業大学 教授

ごあいさつ

海洋生物資源の管理と合理的利用に関する日本の立場

田名部匡省

衆議院議員

元農林水産大臣

南氷洋鯨類サンクチュアリーは、昨年の IWC 総会で、数の力により採択されました。南氷洋鯨類サンクチュアリーは、IWC 科学委員会の意見を無視し、国際捕鯨取締条約の精神及び UNCED (国連環境開発会議) の合意である持続的利用の原則にも反するものであります。日本政府は、IWC 科学委員会によって 76 万頭以上生息し、毎年 2 千頭以上の利用が可能と科学的に認められている南氷洋ミンク鯨は、厳しい管理の下で持続的に利用が可能であるとの考えに基づき、異議申し立て (南氷洋サンクチュアリーはミンク鯨に限っては日本には効力をもたない) を行いましたが、あくまでも科学的見地にたった主張を続けることが大切であります。

海洋生態系は、全ての要素が絡みあってバランスをとっているものであります。鯨の乱獲が海洋生態系全体に影響を与えるのと同様、鯨の過度の保護も海洋生態系全体に影響を与えるものであります。国際捕鯨委員会は捕鯨禁止機関に成り果てていますが、現在南氷洋の鯨類が食用として消費する海洋生物資源だけでも年間約 1 億 8 千万トンと推定され、更に世界の全水域で鯨類の消費する海洋生物資源の量は 5 億トンとも言われており、これは現在の海面漁業生産量約 8 千万トンの 6 倍に当たります。海洋生態系の要素をバランス良く利用すれば、鯨のみならず、鯨の餌となっている魚類も大量に食糧として利用されることが可能です。逆に過剰に保護すれば、鯨が食べる餌も不足し、鯨自体が影響を被ることになりかねません。

こういうことを考えれば、鯨を含む海産哺乳動物の捕獲を禁止するのではなく、海産哺乳動物を含めた海洋生物資源の管理と合理的な利用を図るべきであり、やり方次第では、海洋からの食糧の生産量が大幅に増加する可能性があります。

水産・野生生物資源の持続的利用について

ジェームズ・サクストン

米国下院議員

最近、我が地球上の水産・野生生物の持続的利用ということが、達成するには難しい目標となってきた。昔、人類は生きる為に必要な分だけを自然から獲ってきたが、人口が増加するにつれて資源に対する依存度も大きくなった。この時になって、地球に生きる我々は、依存してきた豊富な自然資源の多くが、それを維持し得る自然のサイクルよりも早い速度で枯渇しつつあることに気が付き始めた。

このことはアメリカでも同様であり、かつては魚にあふれていた漁場の資源が減少を来している。例えばマサチューセッツ沖のジョージスバンクは、かつては豊かな漁場として商業的価値のある大量の漁業資源を産み出していた。ここで獲れた底魚は、米国の北東地区や東海岸全域の漁民の生活を何世代にもわたって支えてきた。これら地域社会の多くが、米国がまだ英国の植民地であった時に出来た漁村であり、その経済を漁業だけに依存していた。

残念ながら、このジョージスバンクの資源はいくつかの原因によって荒廃し、急激に減少した。なぜ、これほど急激に資源が減少したかについては多くの議論がある。ネズミイルカが沿岸で増加し、これが商業的に価値のある魚を食べた為、資源が減少したと主張する漁民もいるし、出所不明の汚染や騒音、モーターボートの排水などの環境要因が重要な産卵場に影響を与えたことも原因だという者もいる。ここの資源が減少した原因として、最もひきあいに出されるのが産卵前の幼魚の獲り過ぎである。

米国の環境団体は、彼等の新しい戦場として漁業を選んだ。彼等は、公共の資源が漁民によって搾取されていると懸念する。魚は公共の資源であるのに、漁民はいわば使用料を払わずにそれを利用している。だから環境団体がこの公共資源を守る責任があると彼等は主張する。しかし、彼等が、ネズミイルカを撃って餌を食べないようにすることも望まず、産卵場への汚染の拡散を止めることも出来ない以上、商業漁民の漁獲スピードを落とすしか方法がない。これが将来の漁業管理の傾向となろう。事実、ジョージスバンクの漁業資源が枯渇したことにより、そこでの底魚漁業が完全に禁止されてしまった。

議会は、ジョージスバンク以外の場所でこの事態を繰り返してはならないことを認識している。いくつかの漁業管理委員会がマグナソン漁業保護管理法に

よって設立されたが、これを助けて、より良い管理を行う為には数々の手段が必要である。議会は本年 5 月にこのマグナソン法を修正する予定である。その修正法によって、漁業管理委員会がとり得る選択肢が増える為、ジョージスバンクで行われたような漁業モラトリアム方式が繰り返されることはないだろう。

私は、漁業・野生生物および海洋小委員会議長として、資源を利用しているいろいろな団体と交渉するようになった。私の選挙区でも、猟師、動物権運動家、漁業・野生生物管理局担当者、環境団体の間で争いがあるが、資源の必要性と人々の考え方との間のバランスをとるのがいかに難しいかわかる。例えば、私の選挙区に国立野生生物保護区があるが、ここでは猟師が過去何世代にもわたってカモやオジロジカの狩猟を行ってきた。この野生生物を間引かないと、個体数への制御が失われ、すさまじい勢いで増える。その結果、餌がなくなって飢餓に苦しみながらゆっくりと死んで行く。

保護主義者や動物権活動家は、これらの動物の狩猟を残酷だとして反対する。狩猟する側は、シカの狩猟を止めれば、彼等はゆっくりと苦しみながら死ねばならず、そのほうが残酷であると主張する。これらの相反する意見をとりまとめることは難しい。

下院資源委員会では、そのメンバーが穏健な意見を求めて私のところに来ることがよくある。委員会の方には、強力な保護主義者である、民主党の上級メンバー、ジョージ・ミラー（カリフォルニア）がおり、他方には全く反対の立場をとっている議長のドン・ヤングがいる。双方のあらゆる面を慎重に検討し、あらゆる政治的イデオロギーをもつメンバーをまとめることによって、最も効果的に公平な解決をめざすことが出来ると考える。また、このことが、全てのアメリカ人に公共の資源を持続的に供給する為に是非必要なのである。

注記

サクストン議員はアメリカ下院議会の資源委員会にある漁業、野生生物および海洋小委員会の議長を勤めており、ニュージャージー州選出の下院議員として現在 8 期目（1 期 2 年）になる。

環境と漁業の関係の新しい展開

グドムンダー・エイリクソン

ニューメキシコ大学客員教授

前アイスランドIWCコミッショナー

環境法が独立の学問分野として認められてからまだ日が浅く、僅か 30 年しかたっていない。このような場合に予期されるように、環境法の法体系上の位置付けははまだ曖昧である。概括的な規制では実質的效果が無いし、規制を明確にすると国家の利害と衝突する危険がある。この間の調和を保つことの無力さについて最近のコメンタリーで触れられている。「法における展開 - 国際環境法、104 HARVARD RAW REVIEW 1484, 1513(1991)」

1992 年の環境開発に関するリオ会議 (UNCED) が近年、環境を巡る動きの中で注目を集めている。同会議で、環境と開発に関するリオ宣言および来世紀のための行動計画であるアジェンダ 21 が採択されたが、この双方とも上記問題点の影響を受けている。

漁業分野では、UNCED の準備作業の過程で、かなり注意を要する文書が作成された。この会議では、環境分野全般にわたって持続可能な開発の原則が強調される筈だったが、これらの文書を検討したところ、生物資源の利用に対する明確な偏見があることが判明した。水産業全体や、漁民あるいは水産資源の合理的管理の原則といった方面に対する配慮が殆ど為されておらず、アジェンダ 21 の漁業に関する部分は、その専門家からの意見を取り入れなかったように思われた。幸い、アジェンダ 21 は、最終的な準備段階での効果的な共同作業を通じて、一般的原則や漁具、混獲などの具体的問題において、かなり合理的な形で修正された。

漁業分野での環境関連討議でひときわ目立ったのが「予防的原則」の概念である。リオ宣言の中で同原則は原則第 15 として以下の通り規定されている。

「環境を守る為には各国がその能力に応じた幅広い予防的対応をするべきである。深刻な、あるいは回復不能の脅威がある場合、科学的根拠が十分でないという理由で、経済的に行える環境劣化防止策の実施を引き延ばしてはならない」

リオ宣言であまねく使われているこの概念は、最近の二つの動きの中で、より具体的な形で出てきている。つまり、ストラドリング・ストックおよび高度回遊性魚種に関する国連会議および国連食料農業機構(FAO)の漁業委員会が作成した「責任ある漁業のための行動規範」である。漁業の科学的側面を考慮すると、この二つともあまりに制約的すぎる懸念があり、この原則の持つ意味

合いに、各国とも十分注意すべきである。この予防的対応は、ともすると極端にはしる懸念がある。例えば、科学的根拠が殆ど無いままに南大洋のサンクチュアリー（聖域）を採択した国際捕鯨委員会（IWC）内での議論がその良い例である。

環境 - 漁業間の関係に見られるもう一つの注目すべき点が、貿易 - 環境間の関係でも見られ、これが UNCED での討議でも問題となった。国連貿易開発会議（UNCTAD）主導で行われた作業とガット・ウルグアイ・ラウンドに基づく交渉結果が、リオ宣言の原則第 12 に反映されており、その中で以下のように述べられている。

「…環境保護を目的とした貿易政策が、国際取引において恣意的あるいは不当差別、または名を変えた制約の手段となってはならない。環境問題へ対処する為に輸入国の管轄権を越えて一方的措置を講ずることは避けるべきである…」

資源保護政策と貿易との間の衝突のよく知られた例として、(1)国際捕鯨委員会内外での捕鯨論争および(2)GATT の枠組みで現在討議が行われている、米国・メキシコ間のマグロ・イルカ論争をあげることが出来る。

ウルグアイ・ラウンド交渉を追認する目的でマラケシュで開催された GATT 閣僚会議では、世界貿易機構(WTO)の貿易・環境委員会の概要が採択された。他の機関で顕著に見られる資源利用反対の傾向に対して防御措置をとる為にも、同委員会の作業に水産業界代表が参加することが重要である。

最後に注目すべきこととして、昨年、第 9 回 CITES（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）締約国会議に於いて、動植物を同条約の保護対象とする上で、より合理的な基準が採択されたことが挙げられる。

今まで述べてきた例は、環境と漁業が互いにどの程度関わり合っているかを示している。主流環境保護グループや極端な環境保護グループが漁業問題にますます深く関わってきているが、彼等は通常、資源利用に反対の立場をとっている。彼等の漁業問題への関与はプラスの面もあるものの、その反漁業活動の高まりの背景に、水産業界や、水産業を規制する立場にある政府が、漁業問題を適切に対処できないという認識があることは憂慮すべき問題である。FAO は最近、「国内・国際規制を通じて漁業を管理しないかぎり、水産業界は壊滅的な社会・経済的結果を覚悟しなければならない」との警告を発している。

これに適切に対処する為には、水産業界と政府との間の協力が不可欠であり、それは沿岸国、遠洋漁業国にかかわらず、またその国がいかなる貿易パターンや環境政策を持っていようとも必要である。

NAMMCO(北大西洋海産哺乳類委員会)言葉から実行へ

ケイト・サンダーソン

北大西洋海産哺乳類委員会 事務局長

北大西洋の海産哺乳類の調査、保護、管理の為の協力に関する条約が、1992年4月にグリーンランドのヌークで署名されてから今年で3年になるが、これを元にNAMMCO(北大西洋海産哺乳類委員会)が設立された。この会合が今年2月、最初の合意に至ったヌークで開かれたが、短期間にこの機関が成し遂げた成果に注目が集まった。新機構の設立に不可欠な手続きを済ませ、NAMMCOは今、当該海域の特定海産哺乳類の効率的な管理作業を開始した。

最近NAMMCOは、キタトックリクジラとタイセイヨウセイウチについての資源評価と勧告を行ったが、これによって、この条約を北大西洋の全ての海産哺乳類に適用することの重要性が強調された。この2種について、今までは保護、管理を行う上で必要な国際的包括科学評価が行われていなかったが、現在NAMMCOがこれを行っている。

ヌーク会議では、北大西洋のキタトックリクジラの資源は、フェロー諸島の伝統的追い込み漁に耐えること、また年間300頭以下の捕獲であれば、資源は減少しないことが確認された(1)。これらの結論は、科学委員会の中の作業部会で実施した捕獲記録や目視データを使った資源量分析に基づくものである。

1995年1月のコペンハーゲンでの会議に先立ち、科学委員会はタイセイヨウセイウチについて、その生息水域での包括国際資源評価の実施に着手した。NAMMCOは、その科学委員会に対して、これらの種に関する勧告を行うように求めているが、カナダ、グリーンランド、ノルウェーのセイウチ専門家が作成したレポート(2)によって、その勧告を行う為に必要な科学的ベースが提供された。その後、科学委員会は、減少していると考えられている北西海域の個体群については、さらに調査が必要であるとして、グリーンランドに対しその西岸のセイウチ資源の減少を止める手段を講ずるように勧告した。

NAMMCO加盟国は、その他の種についても保護、管理を求めており、さらに調査が行われている。この中にはヒレナガゴンドウ、タテゴトアザラシ、スキニアザラシ、シャチが含まれ、最近ではハイイロアザラシやフィリアザラシについても、それらの全体数、環境要因、海洋生態系での役割についての調査要請が出ている。これらの種について収集したデータはトロムソにあるNAMMCO事務局のデータベースにまとめられる。

経済を漁業に大きく依存している沿岸国では、海洋生態系に及ぼす海産哺乳類の役割に特別に関心を持ち、調査に力を入れている。種間相互の関り合いや海産哺乳類が商業価値の高い魚類に与える影響を把握する必要から、管理政策が作られつつあるが、それは、海産哺乳類の管理には単一種への対応ではなく、適正かつ実行可能な、多種を対象としたモデルを作ることが重要であるという認識によるものであり、これに海洋生態系への汚染等の人的影響が加味されている。

こういった認識が NAMMCO の科学的アドバイスを求める個々の具体的要求の中にも組み込まれ、NAMMCO の条約前文に以下のように反映されている。

“...多種への対応と海洋汚染や人的活動が与える影響も含めて、海産哺乳類とその生態系における役割についての調査協力を推進することを求める”

この目的に添って、NAMMCO は 1995 年 4 月にシェトランド島、ラーウィックで海産哺乳類と海洋環境についての国際会議を計画しており、海洋汚染のレベルと海産哺乳類へ与える影響、それが沿岸地域社会へ与える社会、経済的、健康上の影響に焦点をあてることになっている。

その他加盟国間で共通する事柄についても、委員会内で協力が行われており、この中には、専門技術の交換や捕獲技術についてのアドバイス、国内の臨検方法の標準化や北大西洋の沿岸捕鯨におけるオブザーバー交換内容の検討なども含まれている。海産哺乳類の保護について、さらに理解を得る為に、NAMMCO 基金を設立し情報提供を行ってきたが、これによって信頼でき、事実に基づいた情報に一般の人が接することの大切さが認識された。

資源保護についての国際協力の変遷を正しく理解する上で、歴史的見解を維持することが重要である。そのような見方からすると NAMMCO は時の産物であり、国際捕鯨委員会のメンバー国の間で、1946 年国際捕鯨取締条約に規定されている「鯨類の保存と合理的利用」という目的と定義について合意が得られず、不満が高まる中で出来てきたものである。

その政治的発端はさておき、NAMMCO は海洋資源の国際管理への近代的、地域的取組みという点で実に歴史的出発点にある。この委員会は、生態系に焦点をあてながら、資源保護とは人類が生物資源を持続的に利用出来るように保証することであり、資源管理とは色々な面で資源保護の為の手段であるということを確認に理解している。

以上は単なる言葉にすぎないが、それが行う勧告は現実となる。NAMMCO が、海産哺乳類の保護・管理を行うのにふさわしい国際機関であることが、その加盟国の資源保護管理能力と実行力によって最後には認められるだろう。

注記：

1. フェローの伝統的キタトックリクジラ漁は、1877年以前と1974年以降年間平均1.2頭が捕獲されているが、この漁は鯨が来れば獲るといような極めて場当たりのなものである。少数のトックリクジラが何世紀も定期的にフェローの決まった湾に来遊しており、これはフェローの古い民間伝承で伝えられている。

トックリクジラの肉は食用にされ、脂は非食用だがフェロー島民は薬用として重要視している。1977年に、IWCによって、一時的に「保護資源」とされたことにより、フェロー島でも1986年に法律が改正されて以来保護されているが、最近実施されたNAMMCOの資源評価により、この法律が今見直されている。

1972年にイギリスでのペットフード向けの需要が無くなった為、ノルウェーはこの捕獲を1973年に中止し、それ以降北大西洋ではトックリクジラの商業捕鯨は行われていなかった。フェローは限定的な沖合捕鯨に興味を示しているが、今のところNAMMCOに対してそういった捕獲の為の管理アドバイスの要請はしていない。

2. 「タイセイヨウセイウチの資源量評価」

E. W. Born, I. Gjertz と R.R. Reeves ,

「NAMMCO 科学委員会報告」

コペンハーゲン、1995年1月31日～2月2日

国際シンポジウムからかいま見た捕鯨問題

堀 武昭

国際問題評論家

「野生動物の持続的利用と国際レジーム」というシンポジウムが2月24日、伝統的古代捕鯨で世界にも名高い和歌山県の太地町で開催された。名の通り討論された内容もまた、門外漢にとっては難解であった。しかし、このテーマは日頃から野生動物の保護に関心を持ち、かつそれを専門的仕事としている環境保護グループにとっても無視できない最大関心事の一つである。主催者の(財)日本鯨類研究所が1988年から、鯨を中心とする海洋生物資源の保護と利用について社会、経済、国際法、文化人類学などさまざまな見地から考えるセミナーを主催してきており、その一環として開催されたものである。同時に今までの成果を取りまとめる意味もあり、日頃から鯨に関心をもつものには重要、かつ有意義な会議であった。

パネリストとしては、国連環境計画（UNEP）の海産哺乳動物アクションプラン担当官のモニカ・ボロビア、持続的利用を基本的に支持し、ワシントンで積極的な広報活動ならびに研究活動を進めるコンペティティブ・エンタープライズ研究所（CEI）の主席環境研究員、ロバート・J・スミス、アイスランドの国際法の泰斗にして前捕鯨問題特別大使であったグドマンダー・エイリックソン、カナダのダン・グッドマン北海道大学客員教授などが参加、筆者が議長の役を仰せつかることになった。理由は、小生がむしろ門外漢、かつ、中立的立場にあるゆえであろう。それにしても鯨に心底からのめり込んでいる人が多い。それ故、議論もたいていの場合加熱気味となる。というのも、鯨には人類の将来のあり方、国家主権と覇権などあらゆる意味で、地球的・今日的課題が含まれているからである。

討議用アジェンダを一瞥しただけでもお分かりいただけるように、1日や2日で十分な討議が出来るような代物ではない。国際法秩序のあり方から、持続的利用の定義、IWCが国際条約法の実態を未だに持つのかどうか、英語を公式用語としている現在、非英語圏の第三世界の意見をどれだけくみとれるのか。いわんや、先住民族の固有文化としての伝統捕鯨を彼らはどの程度まで理解出来るのか、報復をちらつかせ、国内法を優先するアメリカの覇権主義をどうとらえるのか、根深い問題ばかりである。この問題の本質を徹底して追求してい

くと鯨に代表される海洋哺乳動物に限らず、オゾン規制、炭酸ガス規制なども同じレベルで取り組む必要が出てくる。従って限られた時間の中では必然 IWC に限定した議論に収束せざるを得ない。それがまた主催者の期待であったのかどうか。

朝 9 時から午後 6 時まで通訳を通さず、英語のみで討議を重ねたこともあり、かなり突っこんだ討論、意見交換がなされたが、そうした中で今後、普遍性を持ついくつかの議論を抽出しておく。

1. 伝統のある IWC はいまや世界にあまねく資金を求める環境団体の宣伝の場になってしまったこと。しかも、組織を牛耳る 10 余名の中心人物、あるいはメンバー国がアメリカの絶対的の信頼を受けており、いかなる状況においても今後新しい展望が見られないこと。

2. かといって日本がアイスランド同様 IWC を脱退することは、アメリカを初めとする西欧の報復を受けること、それに伴う日本の社会コスト（すなわちアメリカが直ちに制裁措置を発動、日本製品のボイコットにはしる危険など）が膨大であり、このままの状況の中で精いっぱい努力をするほか、道がないこと。

3. 海にも接しておらず、かつ鯨はおろか高度回遊魚に関する専門家すらもたない内陸国が全地球の資源として鯨を討議する危険をまず再確認する必要があること。従って、資源を保有する近隣諸国が集まって、地域的取り決めを進める方向が建設的であることを機会あるごとに訴えていくことの重要性などが強調されたのであった。また日本の政策に関して大半の出席者が、日本が今までのような環境問題言論に対する日和見的な態度をこれからも維持するとすれば、やがて第三世界の失望をかい、長期的には世界の多くの国の信頼を失い、そのコストのほうが高くつくこと強調したのは意外であった。

出席者のこの指摘を理解するには、200 海里経済水域が沿岸資源保有国の主導によって導入された過去の経緯をおさらいする必要がある。公海に於ける水産資源が、永年にわたって、魚食中心のごく一部の国によって独占、乱獲、暴利をむさばられてきたと疑われたことが、その背景の一つである。また、その裏には世界の海いたる所に進出し、なおかつ、世界の工業製品貿易で有り余る黒字を記録し続ける日本非難が暗に含まれていたことも事実である。一部の国が、本来全地球の共有物である公海の水産資源を独占しているという論理も、よく考えるといろいろの問題を提起するのだが、それが世界の趨勢となった以上、日本も従わざるを得ない。一部の国、あるいは一部の地域が占有していたものを、全世界の共有物にすり替えていく過程が、地域環境の悪化とともに強

調されていく。その最初の縛りがイルカであり、鯨となった。そこにまた環境保護グループが活躍する場を見つけたのも当然のなりゆきであった。

とすれば、既得権をもっていた国は従来の権利を放棄、縮小せざるを得なくなる。そこに水産資源国のジレンマ、不満が収束する。この状況から脱出すべく、IWC を脱退したのがアイスランドであり、商業捕鯨再開に踏み切ったノルウェーであった。脱退した後、どうするか、結局マイノリティが集まって、彼らのアイデンティティを求める。それが NAMMCO (The North Atlantic Marine Mammals Commission) 結成の呼びかけであった。その地域に住む海洋哺乳動物は、その生態、資源状況を知り尽くしている沿岸国が管理するのが、その保護にも適しているという従来の地域取り決めへの回帰 (Regional Unit) であった。これは環境保護グループへのショック療法でもあったが、他方でアメリカの激怒を買い、結局あらゆる圧力がノルウェーに加えられ、発足後も、足並みが乱れたままで難渋している。

この件に関して日本は無力である。世界の国々とすべて対等につきあうと言うマルチラテラリズムを標榜しながらも、その上部機構に米追随を絶対視する政策が厳然として存在するからだ。さらに、たとえいかなる言い訳をしようと、根底において貿易立国しか道はないと考え続ける、日本の役所、産業界のコンセンサスがある限りにおいて。アメリカには、それとは対極に、ユニ・ラテラリズムの強い信仰がある。日米が対極に位置する外交政策をとりながらも、究極においては「アメリカの正義」に屈する日本の対米追随外交には自主性を重んじる風土がまったく欠如しているといってもいい。突破?はないのだろうか。

ホウエール・ウォッチング

その問題点と提言

吉川美代子

TBSニュースキャスター

今年の春は、花粉症の人間にとってここ数年で最悪の季節である。この原稿が印刷される頃には、空前の量のスギ花粉が大気中に舞っているだろう。3月中旬の今でさえ鼻水くしゃみが止まらない私など、もう少ししたら一步も家から出られないのではないかと心配だ。明るく穏やかな春はすべての生命が輝くようで、私はこの季節が好きなのに…。春の訪れと同時に海に繰り出す船。クジラたちにとっては、花粉症の人間が来ないでほしいと願うスギ花粉のようなものかも知れない。

この2~3年で日本におけるホウエール・ウォッチング・ブームは、かなり急速にひろがった。現在、国内では10箇所で開催されているが、どこも毎年確実にウォッチング参加者が増加している。場所によっては、一年毎に倍になっているところもある。日本では、ホウエール・ウォッチングは、産業として成り立つほどにはまだ発展してはいないが、近い将来、かなりいい商売になる可能性は十分にある。ホウエール・ウォッチング先進国のひとつアメリカでは、年間250万人以上が参加し、直接収入は1億ドルから1億2000万ドルと推計されている。少し古い数字だが、1991年には、世界で400万人がホウエール・ウォッチングに参加し、3億ドルの収入をあげている。すでにこれ以上発展の余地がないほど飽和状態となっているアメリカ以外では、ホウエール・ウォッチングは急成長を期待できる産業のひとつなのである。

では、産業としてのホウエール・ウォッチングはクジラやイルカたちに何をもたらすのか。

ウォッチングの船がどこまでクジラに近づけるかという接近距離についてのガイドラインまたは法的規制がある国は、IWCへの報告とりまとめによると、ホウエール・ウォッチングを実施している13ヶ国（日本、アメリカ、イギリス、フランス、アイルランド、スペイン、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、オマーン、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン）のうち、6ヶ国しかない。日本やイギリスなどでは、ウォッチングを実施している団体や環境保護団体が自主的なガイドラインを定めている。しかしクジラという野生動物

物に対する人間の行動の最低基準であるべき、これらガイドラインや規制というものが、かなりマチマチなのである。例えば、30メートルだったり、50メートルだったり、接近距離10メートルまでOKのところもある。もっとも遠くて100メートルである。ハウエル・ウォッチングが行われる海域や期間というのはクジラにとっては子育てや交尾という繁殖の海域や季節でもある。本来は、その場に存在しないはずの人間がビデオやカメラ片手に、クジラたちの大切な時間の邪魔をしているのだ。セクハラという言葉が一般的になってきたが、このハウエル・ウォッチングもクジラに対するハラメント（いやがらせ）になりはしないのだろうか。世界でいえば中南米のハウエル・ウォッチング参加者は、ほとんどアメリカ人である。先進国の人々が楽しみ、金を落としていくハウエル・ウォッチング。しかし、クジラには何ももたらさない。

ハウエル・ウォッチングが観光産業として発展し、参加者が増えれば増えるほど、実施団体も船も多くなり、参加者へのサービス競争が始まることが予想される。私が心配しているのは、いつの間にかウォッチング参加者がサービスを受ける観光客となってしまうことだ。そして、この場合のサービスというのは、他の船よりクジラに近づくことである。野生生物であるクジラやイルカに餌を与えるという行為もあるかもしれない。

イギリス領タークスカイコス諸島。大西洋西インド諸島の島である。ここにジョジョと呼ばれる人間に慣れた野生のイルカがいる。島の人たちはこのイルカを愛し、ジョジョの保護法を議会で定めた。餌を与えたり、追いかけて回したりすることを禁止しているのは勿論、ジョジョを見る目的で観光客を船に乗せて出航すると、その場で船舶免許が剥奪されるなど、たいへん厳しい。これが、美しい自然の中で、野生生物と人間が共生していくための「捉」なのだ。捕鯨が野蛮で残酷というのなら、ハウエル・ウォッチングが環境保護になるというのなら、すべての海で、すべてのクジラに対し、この「捉」を守るべきである。

今日もどこかの海で、繁殖の季節をむかえたクジラを見るための船が港を出ていったことだろう。美しい春。生命が生まれ、育まれる季節。スギ花粉が飛び散る季節。そして、ハウエル・ウォッチングの季節である。

仙台で鯨肉を買い占めた話

小泉武夫

東京農業大学 教授

私はタクシーに乗ると、大概の運転手さんに聞いてみることにしています。「鯨を食べた思い出ありますか？ 今、食べてみたいと思いますか？」と。すると八割の人は鯨食を経験していて、そのうちのほぼ会員が今直ぐに食べてみたいというのです。今では食べられなくなってしまったために、郷愁感で言うてるのかなあとと思ったら、そうではない。ほとんどの人は、美味しかったあの味が忘れられずにいるのだ、ということが判りました。面白いことは、どんなに無口の運転手さんでも、苦虫を噛み潰したような、ムツリした運転手さんでも、私がこの質問を切り出したとたんに、それまでとはまるで別人のように、まったく人が変わってしまったように、目を輝かせて鯨の話に乗ってくるのです。そんな訳で鯨の話題で、走る密室の二人は、とたんに親近感を示し、同族意識が出てくるんですね。鯨以外の話題でこんなことになるではありませんでしょうか？ まったく不思議な事です。そこで私は気がつきました。ひょっとしたら、四方を海で囲まれて、昔から伝統的な捕鯨文化とその食の文化を持ってきた日本人には、共通してクジラの血が流れているのではないだろうかとね。

以下に、鯨肉に対する私のむんむんとした郷愁と、そこから湧き出た鯨肉への熱く切ない恋心。それを仙台市のアメ横が晴らしてくれたという一件について述べます。その前に、私が最も好む私のオリジナル料理。しかし誰もが考えつきそうな「鯨肉郷愁丼」を紹介しておきます。材料は鯨肉と玉ネギだけ。造り方は以下の通りです。鯨赤身肉を油を敷いたフライパンの上で焼いてレア状態のステーキをつくる。ころあいを見はかり、短冊切りした玉ネギをバラバラと撒き、その上から醤油、味醂、胡椒をかけて照り焼き風にする。丼に熱い飯を盛り、その上に鯨の照り焼玉ネギをタレと共にガバツと乗せ、熱い番茶を添えて出来上りとします。

さて私にとって鯨肉は、最もノスタルジーに富んだ食べものの一つであります。ですから時々、夢にも鯨肉が出て参るほどで、憧がれているというよりも恋しているといえるのです。終戦直後、小学生であった私は鯨をよく食べました。そのあまりの美味に心を奪われて、実は高等学校が終る昭和三十七年まで、ほぼ毎日のように鯨を食べて参りました。毎日毎日、鯨肉を食べ続けてきたのですが、それが飽きないばかりか貴方、今度は食べないと心が落ちつかなかっ

たり、不機嫌になったりといった禁断症状まで呈するようになりました。すき焼風に鍋で煮て食べたり、ジンギスカン風に焼いて食べたり、ちよいと片栗粉をまぶして揚げて竜田風でも食べました。醤油ステーキも眩しかった。山葵醤油での生肉にも舌が舞った。小学校、中学校、高等学校を通して、弁当箱を開けると、そこには必ず鯨の味噌漬けが入っていて、家だけでなく学校でも鯨肉を堪能していました。とにかく、安くて、旨くて、栄養があって、どんな食べ方でも似合っていましたから、鯨を山のように食べました。よく「鯨飲」(鯨が水を飲むように多量に酒を飲む)という言葉を目にしますが、さしずめ私の少年時代には「鯨食」という言葉がピッタリ。つまり鯨がオキアミを呑み込むように、私は多量の鯨肉を食ってきたのです。

それが、だんだん世の中の事情が変わってきて、鯨肉がたやすく手に入らなくなって、かっこよしがりの正義の味方ぶった国々が、「おい、お前ら日本人、鯨食うのは止せ。俺れらが許さぬ。捕鯨文化も鯨食文化も捨てる、忘れる。いいか守れよ！鯨だけは海にいくら増えてもかまわないから、もう鯨は食うな。それより、もっと安い牛肉を売ってやるからいっぱい食えろ！」ってなこともありまして、今日ではもう鯨肉などめったに食べられやしません。私は心の底から嘆き、悲しみ、人生に半分失望しました。

さて先日、仙台駅前の仙台アメ横に行ってきた。昔のヤミ市のように活気のあるところで、魚屋や八百屋が所狭しと犇めき合っています。こんな大都市の繁華なところに、こういうマーケットが残っているのは嬉しい限りですが、その中の一軒の魚屋に、あの輝く肉魂を発見しました。それも200グラムほどの切り身が一切300円。私は思わずそこにある肉の魂全部を買い占めてしまいました。まぎれもなく、イルカの肉ではなく、鯨肉でした。ちょうど百枚ありました。一日一枚ずつ冷凍庫から出してきて楽しんで、三万円で三ヶ月の極楽です。発泡スチロールの箱の中に、氷とともにその百枚を入れて、ズシリという手の感触に酔いながら、新幹線で家に運び込みました。昨日一枚食べ、今日一枚食べ、残りはあと三十七枚。ところで昨日の一枚は、サランラップに包んだ肉を自然解凍後、郷愁丼にしました。旨かった。涙で噎ぶであろう最後の一枚の時にも、きっとこの丼でやりたいと思っています。一切れ300円の肉はやや硬くて、少し臭みがあるが、それがいいんだ。熱い飯の上の照り焼き鯨肉に、これでもか、これでもかといって胡椒を振って、口の中を熱熱の辛辛にして、この丼を食らう。誰が何と云ったって、私は鯨肉を永遠に愛します。